

令和4年度

第6回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和4年9月6日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和4年度第6回農業委員会総会を大多喜町役場第1・2会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
- 議案第4号 農業経営基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画について

<報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 軽微な農地改良の届出について
- 報告第3号 利用権の中途解約に係る通知について
- 報告第4号 利用権の終了（農地利用集積計画）について

<出席委員>（9名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 2番委員：佐川 順一郎 | 3番委員：渡邊 さなえ |
| 4番委員：森 紀久嗣 | 5番委員：鈴木 孝一 |
| 6番委員：井口 峰幸 | 7番委員：小高 康熙 |
| 8番委員：矢代 とみ江 | 9番委員：末吉 章二 |
| 10番委員：渡辺 忠洋 | |

<欠席委員>（1名）

- 1番委員：加曾利 益弘

<出席職員>

- 【事務局長】秋山 賢次 【事務局】鈴木 健司 寺井 絵里

<p>事務局長 (秋山)</p>	<p>開 会 (午後 1 時 5 9 分)</p> <p>本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 ただ今から、令和 4 年度第 6 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、9 名のご出席をいただいておりますので、農用委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。</p> <p>それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条第 1 項の規定により渡辺会長に議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>(渡辺会長あいさつ)</p> <p>本日はお忙しい中、令和 4 年度第 6 回総会にご出席ありがとうございます。</p> <p>大多喜町内の稲作の刈取りも、台風の心配がありましたが、総元地区では 9 割くらい終わっている状況で、稲摺り等を行っている段階です。</p> <p>生産者に聞くと見た目では取れそうだが、思ったよりは収量は少ないという情報もありますので心配していた方もいました。</p> <p>順調に、収穫も進んでいるので良かったと思います。</p> <p>8 月 2 9 日に事務局員と農業者年金の加入促進会議に出席してきましたので、加入促進にご協力をお願いします。</p> <p>スムーズな進行にご協力をよろしくお願いします。</p> <p>それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。</p> <p>2 番の佐川委員、4 番の森委員をお願いします。</p> <p>早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。</p> <p>なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。</p> <p>議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 (寺井)</p>	<p>1 頁をお開きください。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」</p> <p>下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。</p>

	<p>番号22。所在・地番：笛倉神成坂〇〇。地目：田。地積：19 m²。義務者大多喜町笛倉〇〇番地〇〇〇〇氏。権利者：大多喜町笛倉〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲渡人/高譲受人の要望に応じる。譲受人/自宅に近い土地であり、耕作に便利なので取得したい。権利内容：売買による所有権移転。</p> <p>番号23。所在・地番：湯倉岨下〇〇。地目：田。地積：155 m² 他1筆合計2筆 340 m²。義務者：東京都西東京市芝久保町〇〇番地〇〇〇〇氏。権利者：市原市山田橋〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：。譲渡人東京に在住し高齢で当該土地の管理が困難であり、譲受人の希望により譲渡したい。譲受人/実家の近くの当該土地で畑作を行う為。権利内容：売買による所有権移転。</p> <p>なお、権利取得後の農業経営の実態につきましては2頁に掲載しております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>番号22番については、鈴木委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。</p>
<p>鈴木委員 (5番)</p>	<p>22番についてご報告いたします。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>譲受人の農地に行くのに申請地を歩いていくため、譲受人と話した結果了承を得られたため、購入したいとのことでした。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>何かご質問はありますか。</p>
<p>小高委員 (7番)</p>	<p>取得したいという土地はどこですか。</p>
<p>鈴木委員 (5番)</p>	<p>地図のとおりです。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号22について許可することとしてご異議ございませんか。</p>
<p>議場</p>	<p>————— 「異議なし」の声あり —————</p>

<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、番号22につきましては許可することで決定いたします。</p>
	<p>番号23番については、渡邊委員が現地調査を担当されましたので報告をお願いします。</p>
<p>渡 邊 委 員 (3 番)</p>	<p>23番について8月28日に譲渡人と現地調査を行ってきましたので報告します。</p>
	<p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p>
	<p>申請地は、現在建物が建っております。譲渡人は相続をしたが居住しておらず、譲受人は実家から近いため、建物を壊し畑として使用したとのことでした。</p>
	<p>問題はないと思います。</p>
	<p>ご審議の程お願いいたします。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
	<p>ご質問はありますか。</p>
<p>小 高 委 員 (7 番)</p>	<p>申請地には建物が建っているということですか。</p>
<p>事 務 局 (寺 井)</p>	<p>古くから家が建っていたようだが、譲受人の希望により取壊して農地として使用したいとのことだったので、3条申請で受付させていただきました。</p>
<p>小 高 委 員 (7 番)</p>	<p>建物の所有者は誰ですか。</p>
<p>事 務 局 (寺 井)</p>	<p>譲渡人です。</p>
<p>矢 代 委 員 (8 番)</p>	<p>許可を取らずに家を建ててしまったと思うのですが、税金はどうなっているのですか。</p>
<p>事 務 局 (鈴 木)</p>	<p>宅地となっていると思います。</p>

鈴木委員 (5番)	50年前位から家が建っていたと思います。
矢代委員 (8番)	許可を取らずに家を建てていたということで、始末書を提出してもらった方が良くはないのでしょうか。
小高委員 (7番)	農地が多くあり、耕運機しかないのですが稲作は実施しているのでしょうか。
渡邊委員 (3番)	稲作は手伝ってもらってやっており、畑は自身でやっております。
佐川委員 (2番)	居住地にも農地を持っているということですか。
事務局 (寺井)	町内にのみ農地があります。
小高委員 (7番)	通いで耕作をするということですか。
渡邊委員 (3番)	現在は働いているので、通いでやるとのことです。
議長 (渡辺会長)	始末書を提出させるということで、非農地の申請はさせないのですか。
事務局 (鈴木)	畑として利用したとの事なので、申請は出ないです。
議長 (渡辺会長)	家は取壊すということですね。
事務局 (鈴木)	はい。 始末書は、提出してもらおうということで進めさせていただきたいと思います。
議長 (渡辺会長)	他に質問はありますか。

議 場	———— 「なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	それでは特にご質問がないようですので、番号に21について許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号23につきましては許可することで決定いたします。
	続きまして議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (寺井)	3頁をご覧ください。
	議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」下記のとおり、農地法第5条の規定による転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。
	番号5-12。所在・地番：三又基畑〇〇番。地目：畑。地積321㎡。農地種別：2種。農用地区域：外。権利者：大多喜町三又〇〇番地〇〇〇〇。義務者：大多喜町三又〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：現在、家族8人で暮らしているが、子供たちも成長し現在のままでは手狭になる為申請地に専用住宅を建築したく申請したい。また、現在居住している建物は昭和48年に新築され、昭和54年及び昭和60年に増築したものの為、耐久性に問題があり地震等で倒壊の恐れがあるため、耐久性に優れた安心して住める居宅を建築する。転用を伴う所有権移転。
	番号5-13。所在・地番：森宮柳町〇〇番。地目：田。地積563㎡。農地種別：1種。農用地区域：外。権利者：大多喜町森宮〇〇番地〇〇〇〇。義務者：大多喜町森宮〇〇番地〇〇〇〇氏。
	番号5-14。所在・地番：森宮柳町〇〇番。地目：田。地積309㎡他1筆 合計2筆 714㎡。農地種別：1種。農用地区域：外。権利者：大多喜町森宮〇〇番地〇〇〇〇。義務者：大多喜町森宮〇〇番地〇〇〇〇氏。
	番号5-15。所在・地番：森宮柳町〇〇番。地目：田。地積675㎡他1筆 合計2筆 1,669㎡。農地種別：1種。農用地区域：外。権利者：大多喜町森宮〇〇番地〇〇〇〇。義務者：大多喜町森宮〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：本町において長年農業用資材の製造、販売及び種苗販売等を行っている。業績も伸びており、従業員の数も年々増えているが、資材置場が不足しており、既存の資材置場は作業場所と併用して使用していることから、手狭なため大型車両が進入する際には外で作業している社員との間で接触事故が発生する危険性がある。又一部の資材置場として使用している土地の返

	<p>却を求められているため、不足する資材置場を解消したく申請地を取得したい。町内発生土砂により、80cm程度の埋立を行う。番号13は転用を伴う所有権移転、番号14及び番号15は転用を伴う賃借権設定</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>番号5-12につきましては鈴木委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。</p>
<p>鈴木委員 (5番)</p>	<p>番号5-12について、8月30日に事務局2名、代理人と現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となります。</p> <p>申請地及び一帯は、畑となっておりその一角となっておりますが、近隣の農地に影響はなく問題はないと思います。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>小高委員 (7番)</p>	<p>隣接地に耕作している農地はあるのでしょうか。</p>
<p>鈴木委員 (5番)</p>	<p>西側に耕作している農地はありますが、日照等問題ないと思います。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>他にご質問はありますか。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 「なし」の声あり ————</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号5-12について許可することとしてご異議ございませんか。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、番号5-12につきましては許可することで決定いたします。</p>

	<p>続きまして、議案第2号、番号5-13, 14, 15については、井口委員が現地調査を担当されました。関連する案件ですので、一括して報告をお願いします。</p>
井口委員 (6番)	<p>番号5-13, 14, 15について、8月30日に事務局2名、代理人と現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となります。</p> <p>申請地は、耕作放棄地となっており、保全管理されているとは言い難い状況でした。</p> <p>申請地一帯のみが、耕作放棄地となっており、周辺の農地は耕作されておりました。</p> <p>隣接地は、耕作放棄地となっており影響はないと思います。</p> <p>第1種農地ですが、例外規定の農業用施設になり、地域の振興等を考えると、問題ないと思います。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
議長 (渡辺会長)	<p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
小高委員 (7番)	<p>隣接地について、説明をお願いします。</p>
井口委員 (6番)	<p>写真にて詳細説明。</p>
小高委員 (7番)	<p>耕作をしている農地は隣接ではないのですか。</p>
井口委員 (6番)	<p>農道を挟んでいるので、隣接ではないと思っています。</p>
小高委員 (7番)	<p>事務局はどのようなのですか。</p>
事務局 (寺井)	<p>農道が間に入っているので隣接ではないと考えます。</p>
小高委員 (7番)	<p>農業用施設を建築するので許可できるということですか。</p>

井口委員 (6番)	除外規定に該当すると思います。
小高委員 (7番)	施設園芸は、農転をしなくてよいとの解釈ですが、今回は資材置場で、農業用の資材を利用するとのことですが、どうですか。
事務局 (寺井)	今回は、大型施設園芸には該当せずに、農業用途の資材を置くということで、資材置き場としての転用です。また、既存施設の拡張で拡張部分の敷居面積が既存施設の2分の1を超えないものとして例外事由に該当しています。
小高委員 (7番)	休耕田となっているのですが、売買等の話があったので耕作をしていなかったのですか。
事務局 (鈴木)	いつから荒廃農地となっていたか不明ですが、前年度に農振除外の申請がされてからではないかと思います。
矢代委員 (8番)	近年、申請地周辺は耕作放棄地が増えており、農振除外には1年位かかるので、このような状態になっているのではないのでしょうか。
議長 (渡辺会長)	他にご質問はありますか。
議場	———— 「なし」の声あり ————
議長 (渡辺会長)	それでは特にご質問がないようですので、番号5-13, 14, 15について許可することとしてご異議ございませんか。
議場	———— 「異議なし」の声あり ————
議長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号5-13, 14, 15につきましては許可することで決定いたします。
	続きまして議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」を議題といたします。 それでは事務局から説明をお願いいたします。
事務局 (寺井)	5頁をご覧ください。 議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明

	<p>願」</p> <p>下記のとおり農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願があったので、その可否について意見を求める。</p> <p>番号6。所在・地番：八声上〇〇番。登記地目：田。変更地目：宅地。地積：200㎡の内37.98㎡他1筆 合計2筆354㎡の内77.03㎡。農地種別：1種。農用区域：外。権利者：大多喜町八声〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：20年以上前から土地所有者が自宅への進入路として使用していた為。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>番号6につきましては私が現地調査を担当されましたのでご報告します。</p> <p>番号6について、8月3日に代理人及び事務局2名と現地調査を行って来ましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となります。</p> <p>申請地は、自宅進入路として使用しており、コンクリート製です。公図にはなく、今回非農地として申請されたものです。宅地の進入路ということで非農地として判断しました。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p> <p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>他にご質問はありますか。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 「なし」の声あり ————</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号6ついて許可することとしてご異議ございませんか。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、番号6につきましては許可することで決定いたします。</p> <p>続きまして議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>それでは事務局から説明をお願いいたします。</p>

事務局
(寺井)

6頁をご覧ください。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。

1. 大多喜町農用地利用集積計画(案)：別添のとおり

2. 公告を予定する日：令和4年9月8日

整理番号4-27。①利用権を設定する土地・利用権の条件：小土呂山王堀〇〇番。地目：田。地積2,170㎡他1筆 合計2筆2,981㎡。利用計画：水田として利用。借賃：11,000円米1俵。②利用権設定の期間：3年0か月。期間開始の日/令和4年9月7日から。期間満了の日/令和7年9月6日まで。③利用権の種類：貸借権。貸付者：埼玉県さいたま市緑区中尾〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町小土呂〇〇番地〇〇〇氏。更新の案件です。

整理番号4-28。①利用権を設定する土地・利用権の条件：小土呂山王堀〇〇番。地目：田。地積1,239㎡他。利用計画：畑として利用。借賃：0円。②利用権設定の期間：10年0か月。期間開始の日/令和4年9月7日から。期間満了の日/令和14年9月6日まで。③利用権の種類：使用貸借権。貸付者：大多喜町小土呂〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町小土呂〇〇番地〇〇〇氏。更新の案件です。

整理番号4-29。①利用権を設定する土地・利用権の条件：上原上の台〇〇番。地目：田。地積231㎡他1筆 合計2筆617㎡。利用計画：畑として利用。借賃：12,000円。②利用権設定の期間：3年0か月。期間開始の日/令和4年9月7日から。期間満了の日/令和7年9月6日まで。③利用権の種類：貸借権。貸付者：大多喜町上原〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町上原〇〇番地〇〇〇氏。更新の案件です。

なお、権利取得後の農業経営の状況につきましては、次頁に掲載してあるとおりとなります。

事務局からの説明は以上です。

議長
(渡辺会長)

事務局からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

ご質問はありますか。

議場

————— 「なし」の声あり —————

<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>ご質問がないようですので、4-27 から 4-29 については原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>議 場</p>	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、4-27 から 4-29 について原案のとおり決定することとします。</p> <p>議案第 4 号については以上です。 議件は以上でございます。</p> <p>それでは議事日程 5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。</p>
<p>事 務 局 (寺井)</p>	<p>11 項をご覧ください。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出について」 下記のとおり、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出があったので報告する。</p> <p>番号 4-20。所在・地番：堀之内熊ノ原〇〇番。地目：畑。地積：469 m²他 9 筆で合計 10 筆 6,479 m²。登記原因・日付：相続 令和 4 年 8 月 24 日。権利者：千葉市稲毛区稲毛台町〇〇番地 〇〇〇〇氏。</p> <p>番号 4-21。所在・地番：堀之内上出〇〇番。地目：田。地積：1,216 m²。登記原因・日付：相続 令和 4 年 8 月 24 日。権利者：大多喜町堀之内〇〇番地 〇〇〇〇氏。</p> <p>報告第 1 号は以上です</p> <p>報告第 2 号「軽微な農地改良の届出について」届出があったので報告する。 所在・地番：船子西前〇〇番。地目：田。地積：3,075 m²。埋め立て後の利用 畑。土地所有者：大多喜町久保〇〇番地〇〇〇〇氏。工事期間 令和 4 年 9 月 7 日から令和 4 年 9 月 25 日まで</p> <p>報告第 2 号は以上です</p>

	<p>報告第3号「利用権の中途解約に係る通知について」 下記のとおり、農地の使用貸借権の中途解約に係る通知を受領したので報告する。 番号2。所在・地番：弥喜戸崎〇〇番。地目：田。地積：423㎡ 他10筆合計5820.91㎡。貸付人：大多喜町弥喜用〇〇番地〇〇〇〇氏。 借受人：大多喜町小内〇〇番地〇〇〇〇氏。</p> <p>報告第3号は以上です</p> <p>報告第4号「基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権終了）について」下記のとおり、基盤強化法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知）の第9の3の（4）の④の規定により、通知を行ったことを報告する。 番号2。所在・地番：柳原中道〇〇番。地目：田。地積：221㎡他12筆合計5,569㎡。貸付人：大多喜町柳原〇〇番地〇〇〇〇氏。借受人：大多喜町上原〇〇番地〇〇〇〇氏。 番号3。所在・地番：桜台栗山口〇〇番。地目：田。地積：2,955㎡。貸付人：大多喜町猿稻〇〇番地〇〇〇〇氏。借受人：大多喜町上原〇〇番地〇〇〇〇氏。 報告事項は以上となります。</p>
<p>議 長 （渡辺会長）</p>	<p>以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。</p> <p>続きまして議事日程6「その他」に入ります。 事務局から何かございますか。</p>
<p>事 務 局 （鈴木）</p>	<p>前回の総会時に小高委員から推進活動についての意見があり、会長と検討し、推進委員の活動案について作成しましたので、ご意見を伺いたいと思います。</p>
<p>議 長 （渡辺会長）</p>	<p>推進委員の活動について、案を見ていただきたいと思います。 年度当初から推移委員をいかに活用しようかと検討しておりましたが、うまくいかない中、小高委員から意見もありましたので、皆さんの意見を伺って、活動案のとおりやってもらえれば、推進委員も実情がわかるのではないかと思います。 今後は、推進委員と3条、4条、5条等の現地確認を行い、3条のその後の調査も一緒に実施したらどうかと考えております。 皆さんの意見を伺いたいと思います。</p>

	<p>推進委員も何をしてよいかわからないので一緒にやっっていかないとわからないと思います。</p> <p>法の精神からいうと、推進委員は地区に入り積極的に活動するのですが、実施する内容を決めないと活動しづらいのが現状だと思います。</p> <p>農業委員と一緒に活動することにより、現地の内容等がわかり活動につながると思います。</p>
<p>小高委員 (7番)</p>	<p>八千代市の研修会の資料だと、推進委員の総会への出席及び立会いが50%から60%となっております。</p> <p>推進委員に立会いをお願いし、集積にもつながると思います。</p> <p>人農地プランについて、弓木地区について森委員と進めたいと思ひ、部会を作りたいと考えており、事前に地区の方たちと話し合いを進めたいと思っております。</p> <p>弓木地区、峯之越地区について、農業委員の任期が3年間あるので、進めていきたいと考えています。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>他の方はどうでしょうか。</p> <p>担当地区の集積率を上げるために、未届けの場所があったら依頼をするなどした方が良くと思うので、推進委員と協力して行わなければならないと思います。</p>
<p>矢代委員 (8番)</p>	<p>事務局から活動案が示され、また、利用集積の終了の報告もありましたので、これらを利用して、推進委員と協力して利用集積の率を上げていくことにもなるのではないかと思います。</p> <p>推進委員と農業委員が協力して活動をしていった方が良くのではないかと思います。</p>
<p>小高委員 (7番)</p>	<p>相続及び利用集積の終了等の報告等を利用して、農業委員と推進委員が協力して、なるべく休耕田を作らないようにした方が良くと思います。</p>
<p>渡邊委員 (3番)</p>	<p>相続に関しては聞き取りをしていった方が良くと思っておりますので、すぐには出来ないと思うが、推進委員と協力して聞き取り等を行っても良いのではないかと考えます。利用集積は、やりやすい場所、やりにくい場所があるので、やりやすい調査から初めて行った方がよいと思います。耕作する人を増やさないと、集積にも限界が来ると思います。</p>

<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>他に意見はありますか。 調査ですが、3条を除き事務局に農業委員と日程調整をした後に推進委員に調査を依頼し都合のつく範囲で出てもらうことで進めたらと思います。</p>
<p>小高委員 (7番)</p>	<p>日程が決まった段階で依頼をするので良いのではないか。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>どうなるかわからないので、初めて見てはどうでしょうか。</p>
<p>矢代委員 (8番)</p>	<p>推進委員の活動にもつながるので、強制ではなく協力をお願いする方法で、少しずつやってみて、人農地プランにもつながるようにしていったらよいのではと思います。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>よろしいでしょうか。 配布してある文書を推進委員に発送します。</p>
<p>小高委員 (7番)</p>	<p>先ほど話したように、人農地プランの部会を作りますので、情報提供をお願いします。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>他に意見がないようなので以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
<p>事務局長 (秋山課長)</p>	<p>以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。</p>
	<p>閉 会 (午後3時50分)</p>

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年9月6日

議長 渡辺忠洋

署名委員 佐川順一郎

署名委員 森紀久嗣